

フィリピンにおける 障がい者スポーツをめぐる現状

昇亜美子

(日本財団パラリンピックサポートセンター)

はじめに

ASEAN 諸国の障がい者スポーツは近年発展しつつある。2016年のリオ・パラリンピックではタイが6つの金を含む合計18のメダルを獲得した。2001年以降は、ASEAN パラ競技大会も開始され、東南アジア地域レベルでの協力活動も活発になっている。そうした中、障がい者スポーツの国際大会での成績が伸び悩んでいるのがフィリピンである。ASEAN パラ競技大会2015年大会では、メダル獲得数が第7位で、シンガポールやミャンマーよりも下位であった(表1)。リオ・パラリンピックでは、卓球での銅メダル一つの獲得に留まった(表2)。

表1 ASEAN パラ競技大会メダル獲得数

大会(主催国・都市)	2009年大会 (マレーシア・KL)	2011年大会 (インドネシア・ソロ)	2014年大会 (ミャンマー・ネイピドー)	2015年大会 (シンガポール)
タイ	289	295	248	250
インドネシア	73	310	217	218
ベトナム	175	160	185	156
マレーシア	246	132	140	147
シンガポール	22	28	27	63
ミャンマー	26	31	96	62
フィリピン	74	64	60	59
ブルネイ	22	16	12	12
カンボジア	7	7	9	9
ラオス	2	2	6	5
東チモール	0	6	不参加	不参加

出典：<http://southeastasiansports.blogspot.jp/2014/01/7th-asean-paragames.html>
<https://southeastasiansports.blogspot.jp/2015/12/8th-asean-paragames-final-medal-tally.html>

表2 リオ・パラリンピックおよびオリンピックにおける ASEAN 諸国のメダル獲得数

	リオ・パラリンピックメダル数					リオ・オリンピックメダル数			
	金	銀	銅	合計	参加選手数	金	銀	銅	合計
タイ	6	6	6	18	45	2	2	2	6
マレーシア	3	0	1	4	19	0	4	1	5
シンガポール	2	0	1	3	13	1	0	0	1
ベトナム	1	1	2	4	11	1	1	0	2
インドネシア	0	0	1	1	9	1	2	0	3
フィリピン	0	0	1	1	5	0	1	0	1
ミャンマー	0	0	0	0	2	0	0	0	0
ラオス	0	0	0	0	1	0	0	0	0
カンボジア	0	0	0	0	1	0	0	0	0

出典：IPC ホームページ, IOC ホームページ

フィリピンはパラリンピックに、1988年のソウル大会以来、アトランタ大会を除く7大会に出場しているものの、メダル獲得数は全体で銅2つに留まっている。

以下では、フィリピンにおける障がい者スポーツを取り巻く環境についての理解を深めるべく、そのスポーツ政策、障がい者政策などについて明らかにする。

1. 障がい者人口

2010年国勢調査によれば、フィリピンの障がい者人口は144万3千人で全人口のおよそ1.57%である。統計を年齢別に見ると、0～14歳までが18.9%、15～64歳が59%、65歳以上が22.1%となっている。世帯別に見ると、10～14歳の障がい児を持つ家庭が7.2%、次いで15～19歳が6.9%、5～9歳が6.7%、そして50～54歳が6.6%となっている¹⁾。2000年の国勢調査では、障がい者人口は93万5,551人で、人口の1.23%であった。

障がい種別は、2000年の国勢調査から利用できる。それによると視覚障がい者が50.2%と圧倒的に多く、その他は、いずれかの四肢の欠損8.5%、四肢まひ5.9%、聴覚障がい者（失聴・難聴含む）12.9%、精神障がい者7.1%、知的障がい者7.0%、言語障がい5.4%、重複障がい2.9%となっている。

ただし、このフィリピンの国勢調査に基づいた障がい者の統計は、著しく信頼性にかけることが専門家によって指摘されている。フィリピンで障がい者の雇用や経済状況についての独自調査を実施したアジア経済研究所の森壯也氏は、2000年の国勢調査の障がい者データを政府から購入して標本抽出を行おうとしたところ、対象者の所在不明、

同一人物の重複、過去にまったく障がいがなかった人がリストされているなど数々の不備があり、全く利用できなかったという。また、調査方法においては、戸別訪問ではなく、ハンドマイクを用いて地域一帯に呼びかけ、集合した障がい者にも調査を行ったケースがあるという。このため、聴覚障がい者や知的障がい者は調査に応じられなかった可能性もある²⁾。このことから、割合として視覚障がい者が5割を占めるという不自然な結果が出ていると推測できる。

これに対して、WHOと世界銀行が2002年から2004年にかけて行った調査では、障がい者人口比率は28.8%と、フィリピン政府による国勢調査が示す割合の10倍以上の数値となっている³⁾。

障がい者の現況には、居住区による社会経済的環境の差異が認められる⁴⁾。都市部の雇用されている障がい者の割合（58.3%）は地方のそれ（41.9%）よりやや高い。地方における障がい者種別による雇用比率としては、聴覚障がい者が40.6%と最も高く、次いで運動障がい者（28.1%）となっている。都市部の障がい者の高卒の割合が53.2%であるのに対し、地方では40.6%に留まる。都市部の視覚障がい者の最も多い職業はマッサージ師であるのに対し、地方では農業や畜産業により多くの視覚障がい者が従事している。

2. 障がい者関連法

知花いづみの詳細な研究によれば、フィリピンの障がい者関連法はASEAN諸国の中でも、比較的整備されているといえる⁵⁾。特に1980年代後半のコラソン・アキノ政権下では、障がい者の人権保障が国家の主要政策となった⁶⁾。まず、フィリピン共和国憲法（1987年）では障がい者の人権保護が明確に述べられている。社会正義と人権に関する13条1節では、「国民の人的尊厳に対する権利」が保護され、社会的、経済的、政治的不平等を減じ、文化的不平等を除去する立法が最優先されるとされている。同条13節ではより直接的に障がい者について言及し、「国は障がい者のための社会復帰、自己発展、自律、社会の主流への統合のための特別の機関を設立しなければならない」と規定している。

憲法が制定された1987年には社会福祉関連の行政組織も整備され、障がい問題に関する行政監督権が社会福祉開発省に賦与されるとともに、その管轄下に関連省庁間の調整機能を担う障がい者福祉国家委員会（NCWDP）が設置された⁷⁾。

1992年には、アジア太平洋経済社会委員会が決議した「アジア太平洋障がい者の10年」を受けて、「障がい者のマグナカルタ」が、アキノ大統領により共和国法7277号として

調印、発効された。同法は、国家が障がい者を社会の主流へと統合することに関して全面的な支援義務を負うと定めている⁸⁾。同法は2007年に改正された（共和国法9442号）。改正法では、交通機関や医療サービスや医薬品、宿泊や娯楽施設などにおける障がい者に対する割引規定が定められたほか、障がい者に対する誹謗中傷を禁止する条項が加えられた⁹⁾。

2008年2月には、障がい者への支援対策の強化の必要性から、障がい者福祉国家委員会の名称が障がい者問題国家委員会（NCDA）に変更されるとともに、同委員会の管轄権が社会福祉開発省から大統領府に移行した¹⁰⁾。また同年4月にフィリピンは国連障がい者権利条約を批准した。

フィリピンの障がい者政策の専門家である森壮也は、開発途上国の中でフィリピンは、障がい者法制の「優等生」であるものの、政策の実施や浸透度合いについては不十分な点が多いと指摘している¹¹⁾。森などが2008年にフィリピンで調査を行った成果によれば、障がい者のマグナカルタを知っている障がい者は約3割にとどまり、2007年の改正を知っている割合は約2割であった。また、実際にホテル、レストラン等の割引特典を受けたことがある障がい者は7.8%にとどまった¹²⁾。

3. スポーツ政策

フィリピンのスポーツ政策はマルコス大統領が主導した Gintong Alay プロジェクト（タガログ語で golden tribute/offering という意味。以下 GA）と称される、エリート選手のためのトレーニングプログラムに始まる。1979年にマルコス大統領は、青年スポーツ開発省とフィリピン・オリンピック委員会に対し、陸上競技選手の育成のため国家的なスポーツプログラムの設置を指令した¹³⁾。翌80年には、GA は水泳、サイクリング、ボクシングなど他の17の競技を含むように拡大された¹⁴⁾。スポーツ分野で国際的な業績を上げることは、マルコスにとって自身の政権を強化するためのプロパガンダとしての価値もあったといえよう。GA は80年代のフィリピンのスポーツの国際競技会での成績向上に、一定の成果を上げた。77年から参加していた東南アジア競技大会（SEA Game）においては、参加国中のメダル獲得数による順位は、81年には第3位、83年には2位、85年および87年には3位という結果であった。81年には同競技大会をマニラで開催し、新たな室内競技場建設などが行われた。

マルコス政権崩壊後には、GA は規模を縮小して部分的に継続されていたが、1990年1月にアキノ政権の下で正式に、スポーツ委員会（Philippine Sports Commission）が設立され、その業務は引き継がれることになった。フィリピンのスポーツ政策をさらに

推進したのは92年に成立したラモス政権である。マルコス政権崩壊に貢献し、アキノ大統領を支えたラモスは、エリート選手ではなくフィリピンの一般国民を対象としたスポーツの推進が、人々をエンパワーし、国民全体の福祉の向上につながるとの考えを持っていた。自身もスポーツ愛好者であったラモスは1993年の行政令第63号において“Sports for All”政策を打ち出した¹⁵⁾。これは、年齢、ジェンダー、能力に関わらず、すべての人々がフィジカル・フィットネスとスポーツにアクセスできるようにするという一般大衆向けの国家政策であり、国民の健康向上も目的とするものであった。続いて行政命令64号で、下記のように、分野別に各政府機関がプログラムを管轄し、スポーツ委員会が各政府機関と調整しながら、計画立案と実施することとされた¹⁶⁾。

1	Physical Education and School Sports	Department of Education, Culture and Sports (DECS)
2	Community based sports	Department of the Interior and Local Government (DILG) and the Local Government Units (LGUs)
3	Military sports	Department of National Defense (DND) and the Philippine National Police (PNP)
4	Labor sports	Department of Labor and Employment (DOLE) Civil Service Commission
5	Elite sports for International meets	Philippine Olympic Committee (POC) and the National Sports Associations (NSAs)
6	Professional sports	Games and Amusements Board (GAB)

出典：行政命令第64号（1993年）

94年3月には行政命令第163号により、フィリピン全国競技会（Philippine National Games）が開始された。

こうして、90年代には一般向けのスポーツ政策が一気に促進されたが、国際的な競争力はなかなか高まらず、マルコス政権のGAのほうがよかったとの声も上がるようになった¹⁷⁾。たとえば、東南アジア競技大会でのメダル獲得数による参加国中の順位は、開催国であった2005年には1位だったものの、2007年は6位、2009年は5位、2011年は6位、2013年は7位、2015年は6位、と低迷を続けている。

フィリピンの国際競技力が低迷している理由として、政府が十分な予算をスポーツ委員会につけておらず、統合的なスポーツ促進計画を牽引する能力がスポーツ委員会にかけていること、トレーニング施設や選手への支援が欠如していることが指摘されている¹⁸⁾。

このように、スポーツ行政の財政状況が厳しいなか、親中の姿勢が目立ったアロヨ政権は、メガスポーツイベントに向けて中国との協力を強化した。北京オリンピック前には、フィリピンは水泳飛び込み、重量挙げの代表チームを中国に派遣してトレーニングを受けさせた。2009年には、同年末にラオスで開催される東南アジア競技会に備え、スポーツ委員会が天津市体育局と協力協定を締結した。フィリピンは中国からコーチを招き、卓球およびバレーボールのフィリピン代表チームの指導を依頼するほか、水泳の飛び込み選手を中国に派遣して育成を行った¹⁹⁾。

ベニグノ・アキノ政権は財政難から、スポーツ委員会に対して10種の競技に焦点を当てるように指示を出したが、その10種の競技においてさえ、十分な成績が出なかった。ASEANの中で同レベルの競技力であったシンガポールやミャンマーに競技成績が追い越されるようになったことに対して、上院の競技・娯楽・スポーツ委員会委員長であるソニー・アンガラ上院議員は焦りを隠さない²⁰⁾。2016年2月には、スポーツ委員会の能力が依然として低いとして、下院で同委員会を省庁に格上げした Department of Sport の設立法案が出されるが、いまだペンディング中の状態である。

スポーツ委員会は、2017年1月16日には、2020年東京オリンピックでの成績向上を視野に、フィリピン・スポーツ機構（PSI）を創設した。スポーツ機構は、科学的なトレーニングの実施や用具の提供などの選手支援、スポーツ科学などの学術的専門家の育成、スポーツをする子供の保護者への情報提供などもする²¹⁾。PSIのトレーニング部長は、海外からのコーチ派遣などの支援も積極的に受け入れるとし、既にロシア、中国、韓国が何らかの支援の提供を申し出ているという²²⁾。

4. 障がい者スポーツについて

フィリピンの障がい者スポーツについての法的枠組みとしては、1992年の「障がい者のマグナカルタ」の第15節「職業技術他訓練プログラム」の中で、「教育文化スポーツ省は各州に少なくとも一つの公立の職業技術学校において障がい者のための特別なプログラムを提供しなければならない。同省は各々の障がいの性質を考慮した、障がい者のために特別に設計されたスポーツ・健康体力プログラムを開発・実施しなければならない」と述べられている。さらに、第37節「政府系レクリエーション・スポーツセンターの無料利用」の項目では、「障がい者は社会・スポーツ・レクリエーション活動のために公営あるいは政府運営のレクリエーション・スポーツセンターを無料で利用することができる」と定められている。

1980年代までも、フィリピンからフェスピックへの参加者はいたものの、障がい者ス

スポーツの組織化がされたのは90年代後半である。1996年12月に、NCWDP 会長を務めた経験を持つ盲人の事業家で、スポーツ選手でもある Mike Barredo 氏をラモス大統領が指名し、フィリピン・スポーツ委員会などとの協議の上、Philippine Sports Association for the Differently Abled (Philspada) が1997年に正式に設立された。これは、ラモス政権の“Sports for All” 政策を背景としたものである。Philspada は2000年には国際パラリンピック委員会に、フィリピンのパラリンピック委員会 (NPC) として加盟した。2016年には Philspada は正式にフィリピン・パラリンピック委員会 (PPC) に名称変更をした²³⁾。2012年にはマリキナ市において、スポーツ委員会と Philspada が共催で、初めて全国障がい者スポーツ競技会を開催した²⁴⁾。尚、Barredo 氏は、パラリンピック・ムーブメント促進の功績が認められて、国際パラリンピック委員会およびアジア・パラリンピック委員会から最高位の勲章を授与されている²⁵⁾。

国による障がい者スポーツ促進政策はまだ十分ではないものの改善されつつある。Barredo 氏らのロビー活動が実り、2015年には Sports Benefits and Incentives Act が改正され、障がい者アスリート及びコーチに対する様々な便益とメダリストへの報奨金が保障されることとなった。たとえば、金メダリストについては、オリンピックは1千万ペソ、パラリンピックは500万ペソ、ASEAN パラ競技大会については15万ペソの報奨金が与えられる。その他、メダリストでなくても、選手・コーチ共に病院での受診が無料になったり、レクリエーション施設利用が割引されたり、国際競技会でよい成績を残せば、補助金の提供、大学の授業無料化、住宅ローンの優遇など幅広い措置が与えられることとなった²⁶⁾。

5. おわりに

これまで見てきたように、フィリピンの障がい者を取り巻く状況は、法整備は進んでいるものの、実施状況は十分といえず、都市部と地方では教育や社会参画レベルにも違いが見られる。またスポーツ政策は、新たな PSI の設置が決まり、選手支援プログラムが充実することが期待されるものの、資金を含む様々な資源は十分とはいえず、海外支援への期待も大きい。国際競争力が低いことから、オリンピックに対する国民の関心も高くないという。

障がい者スポーツの発展へ向けた大きな動きは始まったばかりである。90年代後半にようやく全国レベルの障がい者スポーツの組織化が進み、2015年には国際競争力を高めるべく、選手育成のための支援政策が法律化された。今後、PSI の計画の中で障がい者スポーツがどのように位置づけられていくかを注視していく必要がある。また、スポー

ツ全般の促進について、中国、ロシア、韓国などからの支援に期待が寄せられているが、日本としても支援方策を積極的に考えていくべきであろう。これまでも国際協力機構（JICA）は対フィリピン支援において、「地方における障がい者のためのバリアフリー環境形成（2008—2012年）」など、障がい者のための開発を主眼に置いたプロジェクトを実施してきた。同プロジェクトを通じて自治体レベルで障がい当事者が主体となるグループを組織化した経験などを活かし、草の根レベルの障がい者スポーツの普及に貢献することなどが考えられるだろう。PSI の設置など、2020年に向けた競技力向上への機運が高まる中、障がい者スポーツの重要性の認識を高めていく必要もあると考える。

注

- 1) <https://psa.gov.ph/content/persons-disability-philippines-results-2010-census>
この国勢調査における障がいの定義は下記の通り。
Disability refers to any restriction or lack of ability (resulting from an impairment) to perform an activity in the manner or within the range considered normal for a human being.
- 2) 森壮也・山形辰史（2013）「障害と開発の実証分析—社会モデルの観点から」『勁草書房』：39。
- 3) World Health Organization, (2011) *World Report on Disability* : 274
- 4) Christian D. Mina, (2013) *Employment of Persons with Disabilities (PWDs) in the Philippines: The Case of Metro Manila and Rosario, Batangas*, Discussion Paper, March.
- 5) 知花いづみ（2009）「フィリピンにおける障害者の法的権利の確立」小林昌之編『「開発途上国の障害者と法：法的権利の確立の観点から」アジア経済研究所。
- 6) 同書：3。
- 7) 同書：3。
- 8) 同書：4。
- 9) NCDa Webpage, <http://www.ncda.gov.ph/disability-laws/republic-acts/republic-act-9442/>
- 10) 知花（2009）前掲書：9。
- 11) 森壮也（2010）「フィリピンにおける法と障害者—法の実施の実態から」『アジ研ワールド・トレンド NO.181』：20-23。
- 12) 森壮也・山形辰史（2013）前掲書：144。
- 13) Chan Robles Virtual Law Library Webpage, <http://www.chanrobles.com/letterofinstructions/letterofinstructionsno955.html#.WHW9lxHfIEB>
- 14) Chan Robles Virtual Law Library Webpage, <http://www.chanrobles.com/presidentialdecrees/presidentialdecreeno1712.html#.WHW-elN96Cp>
- 15) Philippine Government Webpage, <http://www.gov.ph/1993/03/01/executive-order-no-64-s-1993/>
- 16) Philippine Government Webpage, <http://www.gov.ph/1993/03/01/executive-order-no-64-s-1993/>
- 17) 上院の競技・娯楽・スポーツ委員会委員長であるソニー・アンガラ上院議員の発言。CNN Philippines Webpage, <http://cnnphilippines.com/sports/2015/06/25/philippine-sports-gintong-alay-sonny-angara.html>
- 18) Ibid.

フィリピンにおける障がい者スポーツをめぐる現状

- 19) 人民網日本語版ホームページ, <http://j.people.com.cn/94475/6755362.html>
- 20) CNN Philippines Webpage, <http://cnnphilippines.com/sports/2015/06/25/philippine-sports-gintong-alay-sonny-angara.html>
- 21) The Philippine Star Webpage, <http://www.philstar.com/sports/2017/01/13/1662035/philippine-sports-institute-be-launched-quest-tokyo-2020-begins>
- 22) Ibid.
- 23) Balita Webpage, <http://balita.net.ph/2016/06/08/ppc-papalit-sa-philspada/>
- 24) The Philippine Star Webpage, <http://www.philstar.com/sports/2012/02/04/773904/natl-games-special-athletes-marikina>
- 25) The Philippine Star Webpage, <http://www.philstar.com/sports/2016/12/29/1657741/barredos-inspiring-story>
- 26) Philippine Government Webpage, <http://www.gov.ph/2015/11/13/republic-act-no-10699/>

Disability Sports in the Philippines Today

Amiko NOBORI

(The Nippon Foundation Paralympic Support Center)

The main purpose of this article is to identify Philippine government policies for disability sports and for people with a disability in general, in order to deepen understanding of the environment in the Philippines for disability sports.

First, with respect to the situation generally for people with a disability in the Philippines, although a legal framework has been put in place starting with the adoption in 1992 of the *Magna Carta for Disabled Persons* (revised in 2007), the execution of laws cannot be described as adequate. In terms of education and social participation, differences can be seen between urban and non-urban areas.

Second, the Philippines Sports Commission, established under President Aquino, is responsible for the country's policies on sports for its citizens generally. President Ramos launched "sports for all", a national policy for the general public that was to "make accessible to all, regardless of age, gender, talent, and capabilities, a program of physical fitness". However, because the government did not allocate enough funds to the Commission, performance at international sporting competitions has languished as the result of a lack of both an integrated program to promote sporting activities and of training facilities.

Major efforts aimed at developing disability sports have only just begun. Disability sports were organized at a national level only in the late 1990s, and in 2015, in order to improve international competitiveness, a policy was written into law to provide support for the training of athletes. There is expectation that support from China, Russia and South Korea among other sources will further the promotion of sport in general in the Philippines, and Japan should also actively think of ways to provide support. To date, the Japan International Cooperation Agency (JICA) has carried out projects in the Philippines focusing on development for people with a disability, such

as the “Creation of ‘Barrier-Free’ Environments for People with a Disability in Rural Areas (2008-2012)”. One of the results of the project was to organize groups led by people with disabilities in villages and in local governments, and this experience can be built on to help spread disability sports in the country at a grassroots level, one way in which Japan can provide support.